

公印省略

5健第630号  
令和5年6月2日

公益社団法人 福岡県薬剤師会会長 殿

福岡県保健医療介護部健康増進課長  
(健康づくり第二係)

福岡県たばこ対策事業の実施について (通知)

本県の保健医療介護行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本県では、福岡県健康増進計画(いきいき健康ふくおか21)に基づき、たばこ対策を推進しております。

つきましては、本年度も引き続き「禁煙支援」「20歳未満の者の喫煙防止」「受動喫煙防止」を対策の柱とし、別添実施要綱に基づき実施しますので、お知らせします。

福岡県 保健医療介護部 健康増進課  
健康づくり第二係 担当：安部  
TEL：092-643-3598  
FAX：092-643-3271

# 福岡県たばこ対策事業実施要綱

## 1 目的

たばこには多くの有害物質が含まれており、喫煙は肺がん、COPD（慢性閉塞性肺疾患）や虚血性心疾患をはじめ、多くの生活習慣病の危険因子となる。

特に、妊娠中の女性の喫煙は胎児の発育を妨げること、20歳未満の者の喫煙は身体への悪影響が大きいことが認められている。

また、受動喫煙による非喫煙者の健康被害も問題となっており、令和2年4月には健康増進法が改正され、施設の類型に応じて禁煙措置や喫煙場所の特定等の対策を講じることとなった。

本県では、「禁煙支援」、「20歳未満の者の喫煙防止」、「受動喫煙防止」を三本柱としてたばこ対策を実施し、たばこが健康に及ぼす影響を軽減し、健康増進を図ることを目的とする。

## 2 実施内容

以下の（１）～（４）の事業（ただし、（４）イは除く。）については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、実施するものとする。

### （１）基盤整備

#### ア 福岡県たばこ対策推進会議

学識者や医師会、事業所等の関係者で構成する「福岡県たばこ対策推進会議」を開催し、たばこ対策の三本柱である「禁煙支援」、「20歳未満の者の喫煙防止」、「受動喫煙防止」の具体的な方法について協議し、県民の健康増進を目的としたたばこ対策の方向付けを行う。

- ・構成メンバー：福岡県たばこ対策推進会議設置要綱に基づく
- ・実施主体等：保健医療介護部健康増進課 1回程度／年

#### イ 地域におけるたばこ対策の推進

保健福祉（環境）事務所を中心として、地域における受動喫煙防止対策の実施状況を把握するとともに、市町村、関係団体、事業所等で構成する「地域・職域連携会議」等を活用し、地域の実情に応じたたばこ対策を協議し、具体的な取り組みを推進する。

- ・実施主体等：保健福祉（環境）事務所 1回以上／年

#### ウ 普及・啓発

県民に対し、ホームページやちらし等により、たばこががんやCOPD（慢性閉塞性肺疾患）など身体に与える影響等について情報提供し、たばこに関する知識を深め、禁煙を推進するとともに、受動喫煙防止対策の必要性について意識の醸成を図る。

### （２）禁煙支援

#### ア 卒煙サポート事業（別紙実施要領あり）

福岡県薬剤師会等と連携して研修会を実施し、禁煙相談員を養成する。  
禁煙相談員のいる薬局（「卒煙サポート薬局」と称する。）や保健福祉（環境）事務所において、禁煙を希望する者から相談を受け、禁煙を支援する。

○禁煙相談員養成研修

- ・実施主体等：福岡県、公益社団法人福岡県薬剤師会 1回／年

○禁煙相談及び情報提供

- ・実施場所：卒煙サポート薬局、保健福祉（環境）事務所

(3) 20歳未満の者の喫煙防止対策

20歳未満の者の喫煙は、法律の上からも当然防止すべきものであり、喫煙が健康に及ぼす影響からも保護する観点に立ち、中・高校生向けの喫煙防止のリーフレットを作成・活用して、20歳未満の者の生涯禁煙の動機付けを図る。

- ・実施主体等：保健医療介護部健康増進課及び保健福祉（環境）事務所

(4) 受動喫煙防止対策

ア 受動喫煙防止対策に関する広報・啓発

ホームページやちらし等による健康増進法の改正についての情報発信を通じて、受動喫煙対策を推進する。

- ・実施主体：保健医療介護部健康増進課及び保健福祉（環境）事務所

イ 健康増進法違反の通報等に対する指導及び立入検査等の法施行事務

- ・実施主体：保健医療介護部健康増進課

### 3 実績報告書の提出

各保健福祉（環境）事務所は、別紙様式1により実績報告書を翌年度の4月10日（ただし、4月10日が土日に当たるときは、これらの日の翌日）までに、保健医療介護部健康増進課長あてに提出することとする。

また、上記実績報告書の電子データを、部共有フォルダ「健康情報ステーション」の「事業実施報告書集」フォルダに保存することとする。